

保育・雇用ワーキング・グループにおける議論の整理

平成 31 年 4 月 12 日
保育・雇用ワーキング・グループ
座長 安念 潤 司

保育・雇用ワーキング・グループにおいては、2018 年 12 月 7 日の第 6 回開催から 3 回にわたり、介護休暇、休業制度の在り方に関して、有識者等からヒアリングを実施し、質疑、意見交換を行った。その中で出されたテーマや観点を今後の検討のために整理した。

<現状認識>

認知症高齢者の増加に伴い、認知症の症状である徘徊や暴行等の BPSD¹による突発的な事象に対して家族介護者が短時間の対応を求められるケースが頻発し、仕事と介護の両立を阻む原因の一つとなっている。また要介護者の症状の進行に応じた適切なケアプランの見直しや、介護を担う労働者自身の悩みへのケア等、介護専門職への相談ニーズが高まるとともに、その価値（専門職による支援の効果）が改めて評価されている。加えて介護が始まっていない労働者に対しても当事者意識を喚起できるような効果的な情報提供など、介護を担う事態に備えて十分な事前準備を促せるよう、更なる施策を求める声も大きい。

<今後の方策（案）>

- 介護休暇の取得単位について、時間単位の取得が可能になるよう、必要な法令改正を行う。
- 介護休暇の日数について、要介護者 1 人につき年 6 日の取得が可能になるよう、必要な法令改正を行う。（モニタリングへの同席を可能にするため²）
- 専門職への相談や介護の事前準備を促すべく、以下の施策の実施について検討する。
 - 就労している家族の勤務実態を踏まえたケアプランの作成等、ケアマネジャーが家族介護者の両立支援を行うことができるよう、ケアマネジャーに対する研修を行う。
 - 家族介護者が両立支援制度について気軽に相談できる専門窓口を、労働者にとって利用しやすい場所に設置する。
 - 労働者が介護保険の 2 号被保険者になる時点（40 歳）で、両立支援制度に関する情報提供を行う。

以上

¹ 認知機能障害によって引き起こされる「徘徊」「妄想」「幻視」「興奮」「暴力」等の行動異常・心理障害のこと。症状は患者の置かれている環境や性格等に影響され、個別性が高いとされる。

² 毎月実施されるモニタリング（ケアマネジャーが利用者宅を訪問し、利用者との面談を通じてケアプランの見直し等を行う）に労働者が同席するためには、年間 6 日（半日単位で年間 12 回）の介護休暇が必要。